

審議事項（５）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

分離元企業に係る会計処理及び結合当事企業の株主に係る会計処理のまとめ

当該資料は、「公表にあたって」の参考として、添付してはどうか。

Ⅰ 分離元企業に係る会計処理

1. 受取対価が現金等の財産のみである場合

分離先企業	個別財務諸表上			連結財務諸表上			設 例
	移転損益の認識			移転損益の消去			
	(*1)	基準	適用指針		基準	適用指針	
子会社	1	14 項(1)	96 項(222 項)	(*2)	14 項(2)	96 項(224 項)	[設例 26 -1]
関連会社	2	15 項(1)	97 項(1)	(*2)	15 項(2)	97 項(2)	
その他 (株式保有なし又は その他投資先)	2	16 項	97 項(1)	N/A	N/A	N/A	

(*1) 移転損益の認識（する - 、しない - x）

¹ 受け取った現金等の財産の移転前に付された適正な帳簿価額と、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額との差額

² 受け取った現金等の財産の時価と、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額との差額

(*2) 移転損益は、連結原則における未実現損益の消去に準じて処理する。

2. 受取対価が分離先企業の株式のみである場合

分離先企業		個別財務諸表上			連結財務諸表上			設 例
(事業分離前)	(事業分離後)	移転損益の認識			連結上の処理			
		(*1)	基準	適用指針		基準	適用指針	
株式保有なし	子会社	x	17 項(1)	99 項(1)	(*2)	17 項(2)	99 項(2)	[設例 11 -1] [設例 11 -2]
関連会社又は その他投資先			18 項(1)	100 項		18 項(2)	100 項	[設例 11 -3]
子会社			19 項(1)	100 項なお書 き(225 項)		19 項(2)	100 項なお書 き(227 項)	[設例 26 -2]
株式保有なし	関連会社	x	20 項(1)	101 項(1)	(*2)	20 項(2)	101 項(2)	[設例 12 -1]
その他投資先			21 項(1)	102 項		21 項(2)	102 項	[設例 12 -2]
関連会社			22 項(1)	103 項		22 項(2)	103 項	[設例 12 -3]
その他	その他投資先		23 項	104 項	N/A	N/A	N/A	

(*1) 移転損益の認識（する - 、しない - x）

(*2) 取得した分離先企業に係る「のれん」と、移転した事業に係る「持分変動差額」を認識する。

審議事項（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

3. 受取対価が現金等の財産と分離先企業の株式である場合

分離先企業 (事業分離後)	個別財務諸表上			連結財務諸表上			設 例
	移転損益の認識			連結上の処理			
	(*1)	基準	適用指針		基準	適用指針	
子会社	1	24 項(1)	105 項 (228 項)	(*2)	24 項(2)	105 項 (230 項)	[設例 26 -3] [設例 26 -4]
関連会社	2	25 項(1)	106 項(1)	(*2)	25 項(2)	106 項(2)	[設例 13]
その他投資先	3	26 項(23 項)	107 項	N/A	N/A	N/A	

(*1) 移転損益の認識 (する - 、 しない - ×)

¹ 受け取った現金等の財産の移転前に付された適正な帳簿価額が、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額を上回る場合の差額

² 受け取った現金等の財産の時価が、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額を上回る場合の差額

³ 受け取った現金等の財産の時価と、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額との差額

(*2) 移転損益は、連結原則における未実現損益の消去に準じて処理する。また、取得した分離先企業に係る「のれん」と、移転した事業に係る「持分変動差額」を認識する。

II 被結合企業の株主に係る会計処理

1. 受取対価が現金等の財産のみである場合

結合当事企業		個別財務諸表上			連結財務諸表上			設 例
		交換損益の認識			交換損益の消去			
被結合企業	結合後企業	(*1)	基準	適用指針		基準	適用指針	
子会社	子会社	1	35 項 (14 項(1))	266 項 (242 項)	(*2)	35 項 (14 項(2))	266 項 (243 項)	[設例 29 -1]
	関連会社	2	35 項 (15 項(1))	267 項(1)		35 項 (15 項(2))	267 項(2)	
	その他		35 項(16 項)		N/A	N/A	N/A	
関連会社	子会社又は 関連会社	2	36 項(1)	268 項(1)	(*2)	36 項(2)	268 項(2)	
	その他				N/A	N/A	N/A	
その他 投資先	子会社又は 関連会社	2	37 項(1)	268 項(1)	(*2)	37 項(2)	268 項(2)	
	その他				N/A	N/A	N/A	

(*1) 移転損益の認識 (する - 、 しない - ×)

¹ 受け取った現金等の財産の移転前に付された適正な帳簿価額と被結合企業の株式に係る適正な帳簿価額との差額。

² 受け取った現金等の財産の時価と被結合企業の株式に係る適正な帳簿価額との差額

(*2) 交換損益は、連結原則における未実現損益の消去に準じて処理する。

審議事項（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

2. 受取対価が結合企業の株式のみである場合

結合当事企業		個別財務諸表上			連結財務諸表上			設 例
被結合企業	結合後企業	交換損益の認識			連結上の処理			
		(*1)	基準	適用指針		基準	適用指針	
子会社	子会社	×	38 項 (17 項 (1)、18 項 (1)、19 項 (1))	271 項 (1) 272 項 (246 項)	(*2)	38 項 (17 項 (2)、18 項 (2)、19 項 (2))	271 項 (2) 272 項 (247 項)	[設例 29-2]
			39 項	272 項 (246 項)		39 項	272 項 (247 項)	
	関連会社	×	38 項 (20 項 (1)、21 項 (1)、22 項 (1))	273 項 (1)	(*2)	38 項 (20 項 (2)、21 項 (2)、22 項 (2))	273 項 (2)	
	その他投資先		38 項 (23 項)	274 項 (1)	(*3)	-	274 項 (2)	
関連会社	子会社又は関連会社	×	40 項 (1)	275 項 (1)	(*2)	40 項 (2)	275 項 (2)	[設例 30]
			42 項	277 項 (1)		42 項	277 項 (2)	
	その他投資先		41 項 (1)	276 項 (1)	(*3)	41 項 (2)	276 項 (2)	
その他投資先	子会社又は関連会社	×	44 項	279 項 (1)	(*2)	44 項	279 項 (2)	
	その他投資先	×	43 項	278 項	N/A	N/A	N/A	

(*1) 交換損益の認識 (する - 、しない - ×)

(*2) 取得した結合企業に係る「のれん」と、被結合企業に係る「持分変動差額」を認識する。

(*3) 個別貸借対照表上の帳簿価額 (結合後企業の株式の時価又は被結合企業の株式の時価) をもって評価する。

3. 受取対価が現金等の財産と結合企業の株式である場合

結合当事企業		個別財務諸表上			連結財務諸表上			設 例
被結合企業	結合後企業	交換損益の認識			連結上の処理			
		(*1)	基準	適用指針		基準	適用指針	
子会社	子会社	1	45 項 (24 項 (1)) 45 項なお書き (39 項)	280 項 (1) (250 項)	(*2)	45 項 (24 項 (2)) 45 項なお書き (39 項)	280 項 (1) (251 項)	[設例 29-3] [設例 29-4]
			45 項 (25 項 (1))	280 項 (2) (106 項 (1))		45 項 (25 項 (2))	280 項 (2) (106 項 (2))	
	その他投資先	3	45 項 (26 項)	280 項 (3) (107 項)	(*3)	-	280 項 (3)	
関連会社	子会社又は関連会社	2	46 項 (1) 46 項なお書き (42 項)	281 項 (1) -	(*2)	46 項 (2) 46 項なお書き (42 項)	281 項 (2) -	[設例 31]
			46 項また書き (36 項 (1) 及び 41 項 (1))	-		(*3)	46 項また書き (36 項 (2) 及び 41 項 (2))	
その他投資先	子会社又は関連会社	4	47 項なお書き (44 項)	-	(*2)	47 項なお書き (44 項)	-	
	その他投資先		47 項	282 項		N/A	N/A	

審議事項（５）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

(*1) 交換損益の認識 (する - 、 しない - x)

¹ 受け取った現金等の財産の移転前に付された適正な帳簿価額が、被結合企業の株式に係る適正な帳簿価額を上回る場合

² 受け取った現金等の財産の時価が、被結合企業の株式に係る適正な帳簿価額を上回る場合

³ 受け取った現金等の財産及び被結合企業の株式の時価と、引き換えられた被結合企業の株式の適正な帳簿価額との差額

⁴ 受け取った現金等の財産の時価と消滅部分の帳簿価額(当該被結合企業の株式の消滅直前の帳簿価額を消滅部分に対応する現金等の財産の時価と残存部分である結合企業の株式の時価の比率により按分して、消滅部分に配分された金額) との差額

(*2) 交換損益は、連結原則における未実現損益の消去に準じて処理する。

取得した結合企業に係る「のれん」と、被結合企業に係る「持分変動差額」を認識する。

(*3) 個別貸借対照表上の帳簿価額 (結合後企業の株式の時価又は被結合企業の株式の時価) をもって評価する。

III 結合企業の株主に係る会計処理

結合当事企業		個別財務諸表上			連結財務諸表上			設例
結合企業	結合後企業	損益の認識			連結上の処理			
		(*1)	基準	適用指針		基準	適用指針	
子会社	子会社	x	48 項(2) (38 項)	284 項 (246 項)	(*2)	48 項(2) (38 項)	284 項 (247 項)	[設例 29 -2]
			48 項(1) (39 項、42 項、 44 項)	284 項 (246 項) 285 項(1)		48 項(1) (39 項、42 項、 44 項)	284 項 (247 項) 285 項(2)	
	関連会社	x	48 項(1) (42 項、44 項)	285 項(1)	(*2)	48 項(1) (42 項、44 項)	285 項(2)	
	その他投資先		48 項(1)	286 項(1)	(*3)	48 項(1)	286 項(2)	
関連会社	子会社又は 関連会社	x	48 項(2) (38 項、40 項)	289 項(1)	(*2)	48 項(2) (38 項、40 項)	289 項(2) (271 項(2)、 273 項(2)、 275 項(2))	[設例 30]
			48 項(1) (42 項、44 項)	287 項(1)		48 項(1) (42 項、44 項)	287 項(2)	
	その他投資先		48 項(1)	288 項(1)	(*3)	48 項(1)	288 項(2)	
その他 投資先	子会社又は 関連会社	x	48 項(2) (38 項、40 項)	291 項(1)	(*2)	48 項(2) (38 項、40 項)	291 項(2) (271 項(2)、 273 項(2)、 275 項(2))	
	その他投資先			48 項(1) 48 項(2)		290 項	N/A	N/A

(*1) 損益の認識 (する - 、 しない - x)

(*2) 取得した被結合企業に係る「のれん」と、結合企業に係る「持分変動差額」を認識する。

(*3) 個別貸借対照表上の帳簿価額 (結合後企業の株式の時価) をもって評価する。